

令和8年度
「交通空白」解消等リ・デザイン全面
展開プロジェクト

(モビリティ人材・組織育成タイプ)

公募要領

■募集期間

令和8年2月27日(金)～3月27日(金)まで
※運輸局との事前協議は3月25日(水)まで

初版 令和8年2月

国土交通省 総合政策局地域交通課

参事官室(交通産業)

株式会社東急エージェンシー

目次

本事業のお問い合わせ先.....	2
I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
II. 募集内容.....	5
1. 補助対象事業の事業内容.....	5
2. 補助対象事業の事業主体.....	5
3. 補助率・補助対象経費.....	6
4. その他.....	8
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準.....	10
1. 採択方法.....	10
2. 審査基準.....	10
IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて.....	12
1. 事業全体の流れ.....	12
2. 応募について.....	13
2-1. 応募期間.....	13
2-2. 応募方法.....	13
2-3. 提出書類.....	14
3. ヒアリングの実施について.....	14
4. 採択結果の通知について.....	15
5. 採択後の補助金交付申請等について.....	15
V. 事業の実施にあたっての留意点等.....	17
補助金の交付申請又は受給される皆様へ.....	23

本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新予定）をご覧ください。
 うえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（WebサイトURL） <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

○ 申請方法に関するお問い合わせ先

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 事務局
 （株式会社東急エージェンシー）

TEL：0570-000984

受付時間：09:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

E-mail：contact@kotsu-kuhaku-r8.jp

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

※運輸局によっては、上記時間内に電話対応休止時間がある場合がございます。

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

1. 目的

バス・タクシーの利用者減少やドライバー不足等により、地域交通をとりまく環境は厳しいものとなっています。国土交通省では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）の改正をはじめ、地域の多様な関係者の連携・協働による地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性の向上に向けた再構築（リ・デザイン）の取組を進めてきました。

また、地域住民や来訪者が全国においてバス・タクシー等の公共交通を利用できない状況を「交通空白」と捉え、公共ライドシェア・日本版ライドシェア等の新たな交通モードも活用しながら、その速やかな解消に取り組むために、令和6年7月に「国土交通省『交通空白』解消本部」を立ち上げました。同年11月には「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」を創設し、民間企業の有するソリューションを活用した実効性かつ持続性のある取組の推進体制を構築したほか、令和7年5月の第4回「『交通空白』解消本部」では、取組の根幹となる「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」を定め、令和7年度から9年度の「交通空白解消・集中対策期間」において全国約2,500の「交通空白」の解消に目途をつけていくこととしています。さらには、「令和7年度交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」において、「交通空白」を解消し地域交通を確保・維持していく「新たな制度的枠組みの構築」の検討にも取り組み、12月26日にとりまとめがなされたところです。

「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、さらには、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装等への支援を行うことで、「交通空白」の解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とします。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトでは、次に掲げるタイプの事業を実施します。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業

②共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業

③モビリティ人材・組織育成タイプ

持続可能な地域公共交通を実現するため、地域の司令塔として重要かつ多岐にわたる役割を担えるよう、地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業

※地方公共団体と連携して、当該団体の企画・立案機能を補完する事業者への支援を含む

④地域交通DX推進タイプ

事業者・事業主を横断した連携・協働により、複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援する事業

※本公募要領は、上記③の補助事業を活用する事業者を公募するものです。

Ⅱ. 募集内容

1. 補助対象事業の事業内容

全国の「交通空白」を解消するとともに、新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備するため、効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案を行い、交通事業者や地元住民等との関係者との調整を進める人材・組織の育成等を行う地方公共団体における取組への支援を行うものです。

(事業等のイメージ例)

地方公共団体や地方公共団体を含めた協議会等、地方公共団体と連携した事業者（地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施するもの）への支援を想定

<組織構築関連支援>

- ・組織の立ち上げに関する人材採用経費、業務マニュアルの整備等
- ・住民説明会、関係者との連携体制構築のための会議開催
- ・現地調査、交通関連データベース構築等

<人材育成関連支援>

- ・組織の立ち上げに関する初期人件費支援
- ・地方公共団体の人材育成に係るワークショップ運営、教材作成
- ・現地調査活動、説明会参加等のための出張費

2. 補助対象事業の事業主体

以下の①～③に示す者が事業主体である必要があります。

採択後は、事務局からの採択・交付決定により、間接補助事業者として事業を実施していただきます。

- ① 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」の会員である地方公共団体※
※市区町村においては、国土交通省が実施する「交通空白」リストアップ調査への回答を必須とします。
- ② ①の地方公共団体を含めた協議会等
※新たに地方公共団体等と共同で設立する団体も対象となります。
- ③ ①の地方公共団体と連携し、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する、「『交通空白』解消・官民連携プラットフォームの会員である」事業者※
※地方公共団体の推薦を必須とします。

(注1) 複数者による申請も可能ですが、代表となる事業主体を決めていただく必要があります。

(注2) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの入会については、国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトをご覧ください。

(注3) 新たに地方公共団体等と共同で設立する団体や既存の事業者単体も対象となります。

3. 補助率・補助対象経費

(1) 補助率

事業に要する経費について、補助対象経費を定額（上限3,000万円）で補助します。

※ 予算額の範囲内で補助金額を決定いたします。そのため、審査結果に応じて、不採択や減額して採択いたします（審査基準については、「Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準」をご参照ください）。

(2) 補助対象経費

下記5類型のうち、①・②についてはいずれかの実施を必須とします。

① 組織の立ち上げ支援に関する費用

(例)

- ・人材の採用経費、立ち上げ期（年度内）の人件費、マニュアル作成費
- ・認知度向上のための事業者や住民への周知・ブランディング費
- ・一部の初期業務の外部委託費 等

(注) 設備投資費用や各種税金は対象外となります。

② 持続的な地域交通の検討に関する費用

(例)

- ・現地調査や交通関連データの購入費といった交通実態調査費用
- ・データベース構築・GIS連携、データ分析・ツール導入費用 等

(注) 地方公共団体または地方公共団体を含めた協議会が発注等を行い導入・実施するものに限ります。

③ 人材育成に関する費用

(例)

- ・ワークショップ運営費、講師謝金、教材作成費 等

④ 関係者との連携体制構築に関する費用

(例)

- ・アンケート、地域説明会開催等を通じた住民のリテラシー向上、ニーズ調査
- ・関係者との会議開催（有識者謝金、会場使用料）経費 等

⑤ 外部専門人材の費用

(例)

- ・事業目的・課題解決のために適切なノウハウを有する外部人材登用経費

(注1) ⑤についての補助額は費用の半額となります。

(注2) 恒常的に業務を行う、またはそれに準ずる人材の登用を対象とします。講演・会議等における有識者等の招聘は③・④で対象とすることを基本としますが、業務内容によっては⑤で認定となる場合があります。

【補助対象外経費は、以下を想定しております。】

- ・本事業に従事しない者の人件費（委託費における一般管理費を除く）
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的としての経費と切り分けられる場合を除く）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・恒久的な施設の設置、建築物の建設、用地取得等、本事業の範囲に含まれない経費
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・海外への渡航費、内国における現地調査の範疇を超えた出張旅費
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・国の支出基準を上回る謝金費用

※国の支出基準は、「国家公務員等の旅費に関する法律」等を、また国土交通省の謝金支払基準は以下 URL 等をご参照ください（招聘する者の役職等により変動します）。

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf)

[93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf)

※運賃等の他に設備への付加料金を必要とするもの（航空機の上位クラス、JR線のグリーン車等）については原則補助対象外となります。

- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険
- ・公租公課、収入印紙等
- ・応募および採択後の交付申請時に事務局に提出する書類作成等に係る費用
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・委託費に含まれる関係者の交通費および謝金（委託契約において明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）
- ・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費
- ・交通モードの運賃、料金等の割引に充てる財源
- ・運行に係る経費
（プログラム作成・評価、運行経費、ドライバー育成研修費用）
- ・車両購入・リース費用
- ・地方公共団体の補助金として拠出された費用

※事業に係る「経費」を補助対象とすることから、「補助金」として拠出した場合は補助対象となりません。そのため、地方公共団体が事業費を連携スキーム等に分配・拠出する場合は、委託費や拠出金として整理する必要があり、かつ拠出金である場合は支出先において発生した経費の証憑書類も必要となります。

- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ 補助対象経費に委託・外注費が含まれる場合、受託予定事業者をご記載ください。なお、未定の場合には、参考見積を取得した（または取得予定の）事業者等をご記載ください。また、事業主体と受託事業者の役割分担についても明記してください。

4. その他

(1) 地方公共団体の推薦

モビリティ人材・組織育成タイプの応募にあたり、Ⅱ-2. ③の事業者が主体となるものについては、事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていることを要件とします。地方公共団体からの推薦を証する書類として、様式オを記載のうえ提出ください（推薦者は必ずしも首長である必要はございませんが、責任を持って事業を推薦できる方（管理職以上）をご記載ください）。

なお、記載いただいた内容に関しては、推薦団体に確認をすることがございます。また、地域公共交通施策との連携を図る観点から、十分に理解を得られていない場合には不採択となりますので、予めご承知おきください。

※ 2以上の地方公共団体と連携する事業は、その地方公共団体すべてから推薦を受けてください。

※ 地方公共団体（2以上の場合は、そのすべて）が事業主体の場合、推薦は不要です。

(2) 運輸局との事前協議【令和8年3月25日（水）まで】

事業の応募にあたっては、実施地域を管轄する地方運輸局（運輸支局も可）との事前協議を必須とします。応募様式に事前協議先・実施日・担当者名をご記載ください。地方運輸局においては、応募要件の充足のほか、事業内容や地域公共交通への有効性等について確認させていただき、必要な対応等がある場合は運輸局担当者よりお知らせします。

なお、応募様式に記載いただいた内容に関しては、管轄の地方運輸局に確認をすることがございます。その際、確認事項への対応不足等により十分な協議がなされていないと判断した場合には不採択となりますので、予めご承知おきください。

※事前協議には時間を要する場合がありますので、お早めに運輸局・運輸支局までご相談ください。スケジュール調整ができなかった場合であっても、協議が整っていない事業は審査対象外（不採択）となります。

(3) 事業の実施期間

交付決定日（令和8年4月以降順次）～令和9年2月26日（金）

※この間に発生し支払まで完了した経費を、補助対象とします。

(4) 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省及び事務局からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。なお、情報提供等にご協力いただけない場合は、採択もしくは交付決定を取消す場合がございますのでご注意ください。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

「『交通空白』解消集中対策事業」は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省および事務局が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

(1) 形式審査

- ① 事業主体が、項番Ⅱ－2に該当していること。
- ② 応募書類に必要項目が記載されていること。
- ③ 主体がⅡ－2. ③の事業者場合は、事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていること。(連携先が2以上の地方公共団体にわたる場合は、当該団体のすべてが推薦する必要がある)
- ④ 事前に実施地域を管轄する地方運輸局または運輸支局と協議を行っていること。

(2) 内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。なお、重点項目(■)を満たしている事業については、高く評価いたします。

① 事業実施体制

事業実施にあたり、事業主体が適切に事業を進行できることが見込めること。

評価ポイント

- 事業の進行管理や補助金事務等について、適切に執行できる体制であること。
- 事業に必要な関係者が、参画する事業であること。また、それぞれの役割相互の関係性が明確化されていること。
- 次年度以降について、補助金の交付を受けることなく維持を行うことが可能な事業であること。
- 同種の事業に取り組んだ実績及び当該事業における成果が定量的に示されていること。

② 地域課題解決への有効性

地域交通に係る人材・組織の現状・課題が的確に分析されていること。

評価ポイント

- 地域交通に係る団体や人材の現状・課題が的確に分析され、当該団体や人材に求められるスキルが具体的であること。
- 事前に運輸局・運輸支局と協議していること。

- 地域交通の現状・課題に関して、定量的に分析されていること。

③ 事業内容

事業内容が当該地域の持続可能な地域交通の実現に資する組織や枠組みの構築やそれを担う人材・組織の育成に貢献しうるものであること。

評価ポイント

- 主体的かつ持続的に地域交通に取り組む人材・組織を対象とする事業であること。
- 各回における詳細な講習内容が明確化されている等、具体的なプログラムが構築されていること。
- 想定団体数、想定育成人数等を鑑みて、適切な事業規模であること。
- 事業に関して、外部講師等へ依頼する場合、依頼する相手方が明確であり、得られる効果・スキルを具体的に想定していること。
- 受講者から受講料を徴収する等、対象者の意欲的な取り組みを促す事業であること。

④ 持続可能性

将来的に持続可能な地域交通の体制を継続していくため、次年度以降の事業計画を策定していること。

評価ポイント

- 資金の確保方法をはじめ、次年度以降の事業計画が策定されていること。
- 次年度以降も、事業継続のため地方公共団体や関係者等による資金拠出が予定されていること。
- データ収集・分析を行う事業で、鉄道、バス、タクシー等の乗降実績データ（タクシー等のデマンド型交通については配車アプリから取得されるデータ）を利用する場合は、国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」及び「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。
- データ収集・分析を行う事業で、鉄道、バス、タクシー等の運行情報データを作成する場合は、国土交通省が定める「公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS-JP）第4版」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。
- 配車アプリと配車管理システム間の連携システムの開発や、MaaSアプリ等とデマンドバスシステム間の連携システムの開発を行う場合は、それぞれ「タクシー配車システム連携API標準仕様書」又は「デマンドバスシステム連携API標準仕様書」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。

※国土交通省が定める技術資料に関する問い合わせ

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

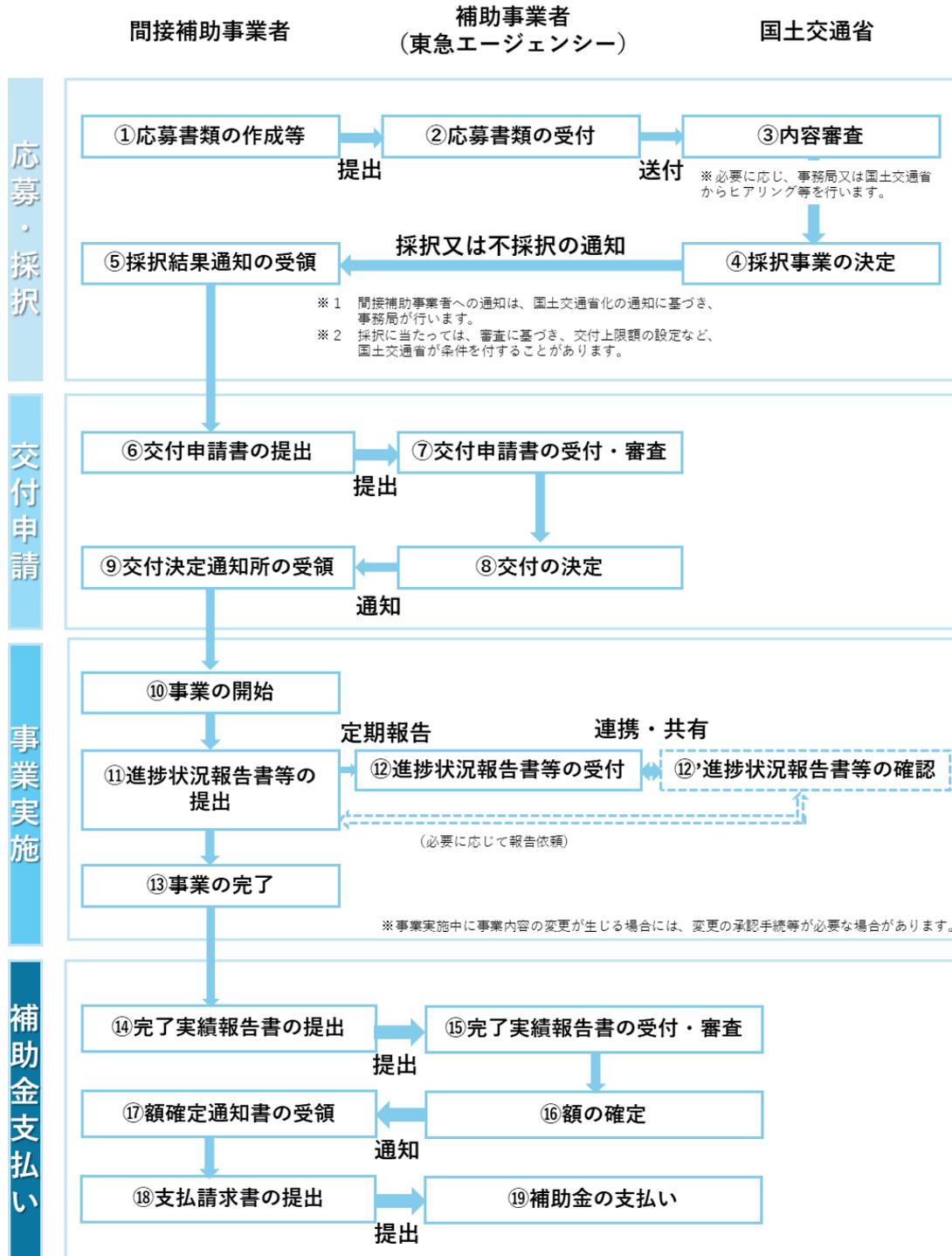
T E L : 03-5253-8980

E-mail : hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。



※ 他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後を目途に特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後もフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。

※ 事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。

2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、以下の様式に必要事項を記載し、受付開始後に事務局に提出してください。

2-1. 応募期間

令和8年2月27日（金）～3月27日（金） 16:00

※Ⅱ.4（2）に定める運輸局との事前協議は、3月25日（水）まで

2-2. 応募方法

①事業HPの以下の「事業公募申請をする」ボタンをクリック



②フォームが立ち上がったら必要事項を記入し、「入力内容の確認」ボタンをクリック



③同意事項を確認し、チェックを入れて、「入力内容の確認」をクリック



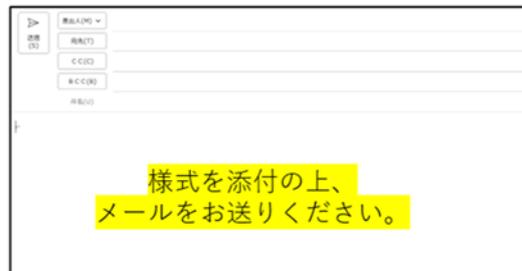
④公募申請情報を確認し、「送信する」をクリック



⑤「公募申請等受付の完了」画面がでますが、この時点で公募は完了ではありませんのでご注意ください。



⑥システムからメールが届きますので、公募様式一式を添付の上、メールを送信。これで公募が完了。



⑥のメール送付まで行うことで、公募申し込みは完了となります。

2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

① 事業計画資料

- ・ 応募様式ア (PowerPoint 形式)
- ・ 応募様式イ・ウ (Excel 形式)

※ご提出の際には、上記ファイルに加え、**応募様式ア、イ、ウの PDF ファイルも併せて**ご送付ください。(なお文字化けや、見切れの無きようお願いいたします。)

② 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書 (応募様式エ)

③ 地方公共団体の推薦書 (応募様式オ)

※応募様式以外の参考資料を提出された場合、事業内容の確認には活用させていただきますが、基本的に審査の対象外となります。

※その他、事業実施内容・申請者・スケジュール・経費概算等についての情報を必要に応じてフォームにて入力いただきます。

<留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません(様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く)。変更が必要な場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合がありますため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。
- ・ 連絡先となる担当者は、必ず事業主体に所属する方をご登録ください。委託先の担当者を登録することはできません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省又は事務局において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場

合があります。

4. 採択結果の通知について

募集期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容（ヒアリング内容を含む）の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、補助申請額未満の交付上限額設定等、条件付きで採択とする場合があります。

- ※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、事務局が行います。
- ※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。
なお、審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、事務局から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに事務局へ交付申請書を提出してください。交付申請書について事務局で形式面等を審査の上、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

- ※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。採択決定後に、採択された事業者に対して改めて事業実施手続等に関する説明会を開催する予定です。
- ※ 補助金につきましては、事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。なお、応募時の情報から、事業者が必要な経費を確保できないと判断した場合には、不採択とする場合があります。
- ※ 事業実施主体や委託先が国土交通省（大臣官房会計課または各地方運輸局）の指名停止措置を受けている場合、その処分期間内の業務・契約は補助対象外となる場合があります。
- ※ 交付申請時において、採択された事業内容からの追加・変更、または採択された事業内容と無関係な交付申請はできませんのでご注意ください。
- ※ 採択後に、事業主体（構成員含む）の構成を追加・変更して交付申請はできませんのでご注意ください。
- ※ 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング

等を実施することがあります。なお、このアンケート等にご回答いただけない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の申請

- ・ 本事業の目的や意義を十分に理解した上でご申請ください。
- ・ 募集期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効となります。また、書類等に不備がある場合は審査対象となりませんので、公募要領を熟読のうえ、十分留意のうえ、応募してください。

2. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくこととなります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、補助事業者等の名称及び不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- ・ 交付申請書の記載と異なる事業を（目的外の事業）を行うと、補助金が交付されないことがありますのでご注意ください。なお、交付決定後の事業内容の変更は、やむを得ない場合を除き認められません。
- ・ この他、本事業を遂行するにあたっては、関係法令等・ガイドライン等を遵守してください。

3. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。なお、発注先に対しての発注意思を書面若しくは口頭で表明する内示行為も契約等とみなします。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。よって、課税事業者が応募申請時の補助金額を算定する際には、消費税等を補助対象経費から除いた上で補助金額を算出し、応募申請書類を提出してください。
- ・ 本事業において国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と事業の内容が重

複する場合は、原則、補助対象となりませんのでご注意ください。

3-1. 関係会社等から調達する場合の利益排除

補助対象経費の中に、間接補助事業者の自社調達、又はその関係会社等からの調達分がある場合、補助金額の中に間接補助事業者（またはその関係会社等）の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、下記（1）の調達先から調達した場合は、取引価格から利益相当額を控除した金額を補助対象経費とする必要があります。

※複数者を主体とした申請の場合に当該複数の主体間で発生する経費は利益排除の対象となります。

（1）利益排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下の①～③の関係にある個人又は会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）を、利益排除の対象とします。

- ①間接補助事業者自身（自社、または複数者による申請である場合に応募様式イに記載した事業主体・構成員自身による調達の場合（当該複数の事業主体・構成員間の取引を含む））
- ②間接補助事業者の関係会社 ※（下記③を除く）
- ③間接補助事業者（法人の場合は間接補助事業者の株主）の親族又は親族所有の会社

※利益排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。

※親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

※第三者を経由して協議会等の構成員に対して発注等を行う行為も、実質的に協議会等の内部での取引であることから利益排除の対象取引となりますので、ご注意ください。

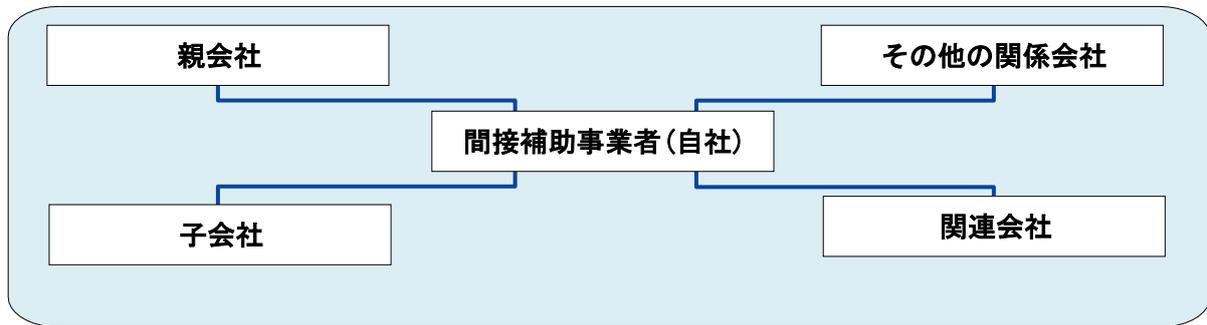
※利益排除の対象となる調達先、その方法については、上記以外にも該当する場合がございます。該当する場合には、別途事務局よりご案内いたしますのでその指示に従ってご対応をお願いいたします。

利益排除の対象となる関係会社は以下のとおりです。判断に迷う場合には事務局にご確認ください。

- 親会社
- 子会社
- 関連会社（例：自社または子会社が直接・間接に議決権の20%以上を所有している会社）
- その他の関係会社（自社を関連会社としている会社）

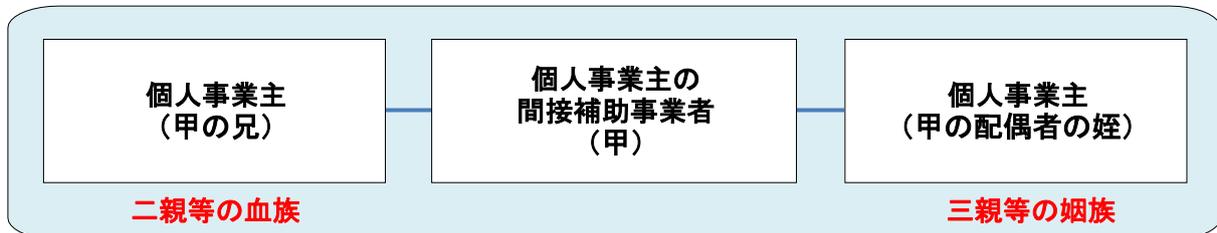
【利益排除の対象となる調達先（関係会社）の範囲（イメージ）】

法人間

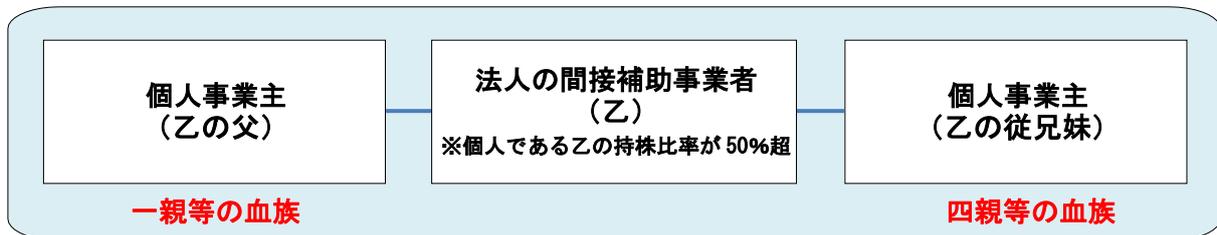


【利益排除の対象となる調達先（親族又は親族が所有する会社）の範囲（イメージ）】

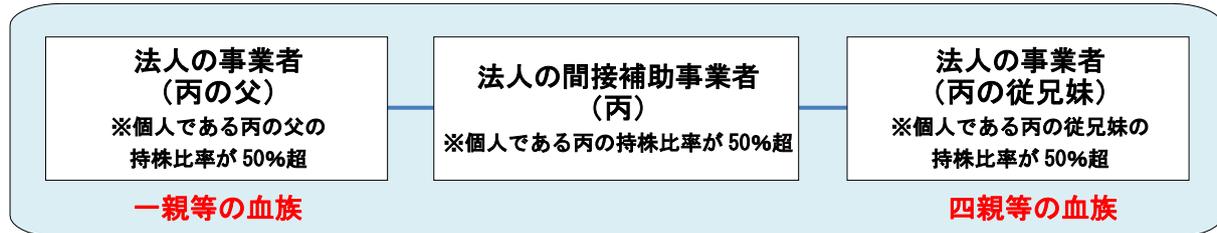
個人間（一例）



法人対個人（一例）



法人対法人（一例）



(2) 利益排除の方法

利益排除に該当する場合、以下の方法にて利益排除後の補助対象経費を計算してください。なお、以下の場合の原価とは、当該調達品の製造原価、役務原価、または物品購入のみの場合はグループ外部からの調達価格をいいます。

調達先の区分	利益排除の方法
① 応募者自身（自社調達）	当該取引の原価の積算額を補助対象経費とする
② 応募者の関係会社（親会社・子会社・関連会社・その他の関連会社等）	当該取引の原価の積算額＋当該取引に対応する販売費及び一般管理費の合計額を補助対象経費とする
③ 応募者の親族又は親族が所有する会社	上記の方法によって利益排除が困難な場合は、委託契約金額に受託者の直近年度の個別損益計算書における営業利益率を乗じて得られる額を控除した額を補助対象経費とする

4. 収益納付

- 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
 - 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。
- ※事業の一環としてクラウドファンディングが実施される場合、間接補助事業者が収受した出資金は収入とみなします。

5. 事業の実施及び事業内容の変更

- 補助対象事業者は、交付決定通知を受理後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要があります。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ事務局へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容がなく、また事前に変更の承認を得ずに実施した事業・業務に係る経費は補助対象外となります。

6. 事業の進捗報告

- 事業の進捗状況を適切に把握するため、原則として、2カ月に1回程度、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。この求め

に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

- ・ 採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。その際、提出を求めた資料は国土交通省の公表対象となりますので、ご留意のうえ作成、提出ください。なお、ヒアリングや資料の確認等に応じない場合や、求めた情報が提供されない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。提出に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

7. 完了実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了（設備の購入や実証実験の完了だけではなく、それに係る経費が全て支払われた時点をいう）したときは、その日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。
- ・ 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。
- ・ 必要に応じ国土交通省または事務局が検査を行う場合がありますので、その際は対応をお願いします。ご対応いただけない場合は交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助金の支払い

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。
- ・ 本事業の補助金上限額は、交付決定時の交付決定額となります。また、補助金上限額は必ず保証されるものではなく、検査の結果により減額される場合がありますので、予めご了承ください。

9. 補助事業完了後

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補

助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

- 補助事業により取得した財産の管理等については、法令や交付規程等に従って適切に行う必要があります。なお、補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通省または事務局の承認を受けなければなりません。その際には、処分制限期間の残余期間分に相当する補助金額を返還しなくてはならない場合があります。

※取得した財産を事業期間の内外を問わず補助事業と関係のない別事業で活用する場合（他路線への転用等）においても、処分とみなされる場合があります。ご不明な点は、事前に国土交通省や各地方運輸局、または事務局までご相談ください。

10. その他

- 本公募要領やWeb サイト等に記載のない事項については、事務局の指示に従って対応してください。
- 交付申請書等に含まれる個人情報、本事業の業務のために利用及び提供される場合があります。また、採択された個々の事業に関する情報（事業者名、交付額、実施機関等）も公表される場合があります。
- 本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、各種メディアで発表等を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにしてください。また、可能な限り事務局への事前連絡をお願いいたします。
- 補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります。アンケートに際してご提供いただいた情報は、必要に応じ統計処理を行い、公表する可能性があります（補助事業完了後のフォローアップ調査を含む。）。その際にはご協力をお願いいたします。

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本事業の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 又、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。あわせて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

株式会社東急エージェンシー